

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター海外展開スタートアップサポート事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、海外進出を希望する県内企業の依頼に応じ、海外での生産拠点或いは販売先の開拓等に伴う市場調査等と同行するスタートアップサポーター（以下、「サポーター」という）を派遣し、商談や技術提携などビジネス実現のための助言等を行い、もって県内企業の海外展開の支援に資することを目的とする。

(支援の対象企業)

第2条 この事業の対象企業は、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に主たる事業所を有する者とする。

- 2 県税を完納していない者、又は同一年度内に本要領による同一事業の支援を受けている者は支援企業から除外する。
- 3 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、支援企業から除外する。
- 4 国、県、又はそれぞれの外郭団体からの補助金等の支援対象事業については、この支援対象者から除外する。

(サポーターの推薦)

第3条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「産業経済振興センター」という。）は、この事業を実施するため、支援団体に県内企業の海外展開を支援するサポーターの推薦を依頼するものとする。

(支援の要請)

第4条 サポーターの派遣による支援を受けようとする者は、産業経済振興センターに派遣要請書（第1号様式）を提出するものとする。また、県税の全税目の納税証明書のコピーを添付すること。

(事前審査)

第5条 産業経済振興センターは派遣要請のあった者について、産業経済振興センターモノづくりコーディネーターによる審査を事前調査書（第2号様式）により行うこととする。

(支援企業、サポーターの選定)

第6条 産業経済振興センターは、内部審査会において検討し、適切と判断した場合は、支援団体に紹介依頼書（第3号様式）を送付するものとする。ただし、適切でないとして判断した場合は、依頼企業にその旨を通知する。

- 2 依頼を受けた支援団体は、依頼について検討し、実施可能と判断した場合は、サポーター候補者を選定し、スタートアップサポーター候補者リスト（第4号様式）を、産業経済振興センターへ提出し、産業経済振興センターは依頼企業へ通知する。ただし、実施不可能又は該当する候補者がいない場合は、産業経済振興センターにその旨を通知し、産業経済振興センターは依頼企業へその旨を通知する。
- 3 スタートアップサポーター候補者リストを受けた依頼企業は、サポーターを選定し、産業経済振興センターへ通知し、産業経済振興センターは、支援団体に支援実施依頼書（第5号様式）を通知する。ただし、希望するサポーターがいないと判断した場合には、依頼企業はその旨を産業経済振興センターへ通知し、産業経済振興センターは支援団体にその旨を通知する。その時点で、依頼企業への支援は中止するものとする。
- 4 通知を受けた支援団体は、紹介決定通知書（第6号様式）を産業経済振興センターに提出し、産業経済振興センターは支援実施決定通知書（第7号様式）を依頼企業（以下、支援決定企業）へ通知する。
- 5 サポーターは、同行サポートに先立ち、国内において支援決定企業と面談（以下、初回面談という）を行うこととする。

(支援の変更等)

第7条 支援決定企業は、サポーターによる支援が未着手で支援を中止しようとする場合又は支援着手後に支援日数を変更しようとする場合は、支援変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

- 2 企業の都合による支援中止の場合、それまでに要した経費はすべて企業負担とする。

(支援の日数等)

第8条 本事業によりサポーターに対し支援依頼する日数は、原則として国内の初回面談1日、海外5日を限度とする。

なお、初回面談の結果、1回に限りサポーターを変更することができるものとする。

- 2 本事業により支援を受けることができるのは、当該事業年度あたり1社につき1回限りとする。

(サポーター選定の制限)

第9条 サポーター派遣要請企業と次の各号のいずれかに該当するサポーターは、選定対象としないものとする。

- (1) サポーター派遣要請企業の役員に4親等以内の親族が就任しているサポーター
- (2) サポーター派遣要請企業と海外進出支援に関する長期継続の有償契約を結んでいるサポーター

(費用の徴収)

第10条 産業経済振興センターは、支援団体に支払う委託費並びにサポーターに支払う謝金及び旅費の3分の1に相当する額を支援決定企業から徴収する。

(謝金の支払)

第11条 産業経済振興センターがサポーターに支払う謝金は、1日につき2万7千円とし、初回面談の旅費（交通費のみ）及び海外同行に伴う旅費（交通費、宿泊費）については、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）の規定に基づく行政職給料表6級の職にある者の例により、支給するものとする。旅行命令については、支援実施依頼書（第5号様式）の送付をもって、旅行精算については、支援業務報告書（第9号様式）の提出をもってそれぞれ手続きが行われたものとみなす。

(成果の帰属)

第12条 本事業によって得られたすべての成果の所有権は、原則として支援決定企業に帰属するものとする。

(サポーターの義務)

第13条 サポーターは、職務上知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 サポーターは、この要領に基づき支援を行った企業に対して対価を求めてはならない。

(支援決定企業との初回面談)

第14条 サポーターは、同行サポートに先立ち、国内において支援決定企業と面談を行うこととする。

(支援の推進)

第15条 サポーターが支援する企業は、1日当たり1社とし、支援は原則として、国内の場合は3時間以上、海外の場合は6時間以上行うものとする。これを以って、1日とみなす。但し、海外同行サポート時の海外への移動日は半日とみなす。移動日に展示会等支援を併せて行った場合は、1日とみなす。

(支援業務の報告)

第16条 サポーターは、支援終了後速やかに支援業務報告書（第9号様式）を作成し、産業経済振興センターに提出しなければならない。

(成果確認の報告)

第17条 支援決定企業は、支援終了後速やかに支援成果確認報告書（第10号様式）を産業経済振興センターに提出するものとする。

(派遣料の納付)

第18条 産業経済振興センターは支援成果確認報告書の提出を受けた後、依頼企業へ派遣料納付通知書（第11号様式）を送付するものとする。

(事後評価)

第19条 産業経済振興センターは、支援業務報告書（第9号様式）及び支援成果確認報告書（第10号様式）の提出を受けた後、成果を調査確認し、スタートアップサポーター派遣企業フォローアップ調書（第12号様式）を作成するものとする。

2 産業経済振興センターは、別に定める事後評価委員会において、支援業務報告書等により支援の内容・方法及び成果について評価を行うものとする。

(成果の普及)

第20条 産業経済振興センターは、本事業による支援を得て、支援の効果が確認できた案件について、支援事業者の

了承を得た上で、他の中小企業者への情報提供に努めるものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年5月24日から施行する。

この要項は、平成25年4月1日から施行する。